

令和7年3月

第1回（定例会）

香芝市議会追加議案

香 芝 市

目 次

議第33号	香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて----- 1頁
-------	---

議第33号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
することについて

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

香芝市長 三橋和史

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第19条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようになるため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする改正後の第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当

該請求を行うことができる。